

議案第46号

朝来市水道事業給水条例等の一部を改正する条例制定について
朝来市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和元年6月18日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）が平成24年8月22日に公布され、その一部が本年10月1日から施行されることに伴い、水道料金等を改正するため、関係条例について、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(朝来市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 朝来市水道事業給水条例（平成17年朝来市条例第219号）の一部を次のように改正する。

第20条中「合計額」の次に「並びにその額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額（以下「地方消費税額」という。）を加えた額」を加え、同条の表を次のように改める。

料 金 口 径 別	基本料金		超過料金					
			基本水量を 超過20m ³ 以下		20m ³ を超え 50m ³ 以下		50m ³ を超える もの	
	水量	金額	超過 水量	料金	超過 水量	料金	超過 水量	料金
13mm	8 m ³ 以下	1,170円	1 m ³ につ き	140円	1 m ³ につ き	165円	1 m ³ につ き	180円
20mm	10m ³ 以下	1,720円		145円				
25mm	20m ³ 以下	3,710円						
40mm	30m ³ 以下	5,560円						
50mm	50m ³ 以下	10,580円						
75mm	100m ³ 以下	21,160円						
100mm	150m ³ 以下	31,740円						
学校プール 用	1 m ³	120円						
臨時	1 m ³	480円						

付記

1 学校プール用及び臨時用は、m³を単位とし、その他は、1箇月当たりの料金とする。

2 平成17年3月31日における生野町の特定地域の口径が20mmのものについては13mmの料金とし、一部地域の30mmの口径は25mmの料金とする。

第25条第1項中「下表に掲げる額」の次に「並びに消費税額及び地方消費税額の合計額」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第25条第1項第1号の表を次のように改める。

メーター口径	金額
13mm	90,910円
20mm	145,455円
25mm	236,364円
40mm	545,455円
50mm	909,091円
75mm	2,272,728円
100mm	3,636,364円

(朝来市工業用水道事業給水条例の一部改正)

第2条 朝来市工業用水道事業給水条例（平成17年朝来市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第22条中「計算した額」の次に「並びにその額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額の合計額」を加え、同条の表を次のように改める。

施設名	料金区分	料率
生野工業用水道	基本料金	基本使用水量1m ³ につき20円
	超過料金	超過使用水量1m ³ につき40円
和田山工業用水道	従量料金	実使用水量1m ³ につき40円

（朝来市下水道条例の一部改正）

第3条 朝来市下水道条例（平成17年朝来市条例第224号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「合計額」の次に「並びにその額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第20条関係）

使用料の額

区 分		汚 水			
		基本料金 （1箇月 につき）	金額	超過料金（1箇月、 1 m ³ につき）	金額
公 共 下 水 道	和田山処理区	10 m ³ 以下	1,429円	10 m ³ を超え30 m ³ 以下 の分	143円
	特定環境保全 公共下水道			30 m ³ を超え50 m ³ 以下 の分	152円
	生野中央処理区 和田山東河及び 糸井処理区 山東中部・磯部 処理区 朝来処理区			50 m ³ を超える分	162円

（朝来市コミュニティ・プラント条例の一部改正）

第4条 朝来市コミュニティ・プラント条例（平成17年朝来市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「算定した額」の次に「並びにその額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額の合計額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第16条関係）

使用料の額

区 分	汚 水
-----	-----

	基本料金 (1箇月につき)	金額	超過料金(1箇月、1 m ³ につき)	金額
上生野処理区 黒川本村処理区 秋葉台処理区 林垣・寺内処理区 土田処理区 竹田処理区 市御堂処理区 寺谷処理区 三波処理区 枚田処理区 大蔵処理区 筒江処理区 小谷処理区 羽渕・山口処理区	10m ³ 以下	1,429円	10m ³ を超え30m ³ 以下の分	143円
			30m ³ を超え50m ³ 以下の分	152円
			50m ³ を超える分	162円

(朝来市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第5条 朝来市農業集落排水処理施設条例（平成17年朝来市条例第226号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「算定した額」の次に「並びにその額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額の合計額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第16条関係）

使用料の額

区 分	汚 水			
	基本料金(1箇月につき)	金額	超過料金(1箇月、1 m ³ につき)	金額
円山処理区 栃原処理区 加都処理区 南部処理区 和賀・末歳処理区 与布土処理区 栗鹿処理区 岩津処理区 立野処理区 多々良木処理区 石田処理区 山内処理区 佐囊処理区	10m ³ 以下	1,429円	10 m ³ を超え 30 m ³ 以下の分	143円
			30 m ³ を超え 50 m ³ 以下の分	152円
			50m ³ を超える分	162円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の朝来市水道事業給水条例の規定、第2条の規定による改正後の朝来市工業用水道事業給水条例の規定、第3条の規定による改正後の朝来市下水道条例の規定、第4条の規定による改正後の朝来市コミュニティ・プラント条例の規定及び第5条の規定による改正後の朝来市農業集落排水処理施設条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道及び下水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、なお、従前の例による。

議案第46号資料

朝来市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

第1条関係 朝来市水道事業給水条例新旧対照表

現 行									改 正 案								
(料金) 第20条 料金は、給水量に従い、下表に掲げる基本料金及び超過料金との合計額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。									(料金) 第20条 料金は、給水量に従い、下表に掲げる基本料金及び超過料金との合計額並びにその額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額（以下「地方消費税額」という。）を加えた額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。								
料 金 口 径 別	基本料金		超過料金						料 金 口 径 別	基本料金		超過料金					
	水 量	金 額	基 本 水 量 を 超 え 20 m ³ 以下		20 m ³ を 超 え 50 m ³ 以下		50 m ³ を 超 え る も の			水 量	金 額	基 本 水 量 を 超 え 20 m ³ 以下		20 m ³ を 超 え 50 m ³ 以下		50 m ³ を 超 え る も の	
			超 過 水 量	料 金	超 過 水 量	料 金	超 過 水 量	料 金				超 過 水 量	料 金	超 過 水 量	料 金	超 過 水 量	料 金
13mm	8 m ³ 以下	1,264 円	1 m ³ に つ き	151 円	1 m ³ に つ き	178 円	1 m ³ に つ き	194 円	13mm	8 m ³ 以下	1,170 円	1 m ³ に つ き	140 円	1 m ³ に つ き	165 円	1 m ³ に つ き	180 円
20mm	10 m ³ 以下	1,858 円		157 円					20mm	10 m ³ 以下	1,720 円		145 円				
25mm	20 m ³ 以下	4,007 円							25mm	20 m ³ 以下	3,710 円						
40mm	30 m ³ 以下	6,005 円							40mm	30 m ³ 以下	5,560 円						
50mm	50 m ³ 以下	11,426 円							50mm	50 m ³ 以下	10,580 円						
75mm	100 m ³ 以下	22,853 円							75mm	100 m ³ 以下	21,160 円						
100mm	150 m ³ 以下	34,279 円							100mm	150 m ³ 以下	31,740 円						
学 校 プ ー ル用	1m ³	130円							学 校 プ ー ル用	1m ³	120円						

臨時 1m³ 518円 付記 1 学校プール用及び臨時用は、m³を単位とし、その他は、1 箇月当たりの料金とする。 2 平成17年3月31日における生野町の特定地域の口径が20mmについては13mmの料金とし、一部地域の30mmの口径は25mmの料金とする。 (負担金) 第25条 管理者は、給水装置の新設又は改造工事（メーターの口径を増す場合に限る。）の申込者から下表に掲げる額を負担金として徴収する。 (1) 新設工事 メーターの口径に応じ次に掲げる額 <table> <tr> <th>メーター口径</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>13mm</td><td>100,000円</td></tr> <tr> <td>20mm</td><td>160,000円</td></tr> <tr> <td>25mm</td><td>260,000円</td></tr> <tr> <td>40mm</td><td>600,000円</td></tr> <tr> <td>50mm</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr> <td>75mm</td><td>2,500,000円</td></tr> <tr> <td>100mm</td><td>4,000,000円</td></tr> </table> (2) (略) 2、3 (略)	メーター口径	金額	13mm	100,000円	20mm	160,000円	25mm	260,000円	40mm	600,000円	50mm	1,000,000円	75mm	2,500,000円	100mm	4,000,000円	臨時 1m³ 480円 付記 1 学校プール用及び臨時用は、m³を単位とし、その他は、1 箇月当たりの料金とする。 2 平成17年3月31日における生野町の特定地域の口径が20mmのものについては13mmの料金とし、一部地域の30mmの口径は25mmの料金とする。 (負担金) 第25条 管理者は、給水装置の新設又は改造工事（メーターの口径を増す場合に限る。）の申込者から下表に掲げる額並びに消費税額及び地方消費税額の合計額を負担金として徴収する。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (1) 新設工事 メーターの口径に応じ次に掲げる額 <table> <tr> <th>メーター口径</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>13mm</td><td>90,910円</td></tr> <tr> <td>20mm</td><td>145,455円</td></tr> <tr> <td>25mm</td><td>236,364円</td></tr> <tr> <td>40mm</td><td>545,455円</td></tr> <tr> <td>50mm</td><td>909,091円</td></tr> <tr> <td>75mm</td><td>2,272,728円</td></tr> <tr> <td>100mm</td><td>3,636,364円</td></tr> </table> (2) (略) 2、3 (略)	メーター口径	金額	13mm	90,910円	20mm	145,455円	25mm	236,364円	40mm	545,455円	50mm	909,091円	75mm	2,272,728円	100mm	3,636,364円
メーター口径	金額																																
13mm	100,000円																																
20mm	160,000円																																
25mm	260,000円																																
40mm	600,000円																																
50mm	1,000,000円																																
75mm	2,500,000円																																
100mm	4,000,000円																																
メーター口径	金額																																
13mm	90,910円																																
20mm	145,455円																																
25mm	236,364円																																
40mm	545,455円																																
50mm	909,091円																																
75mm	2,272,728円																																
100mm	3,636,364円																																

第2条関係 朝来市工業用水道事業給水条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
(料金)			(料金)		
第22条 料金は、次に定める区分により計算した額とする。ただし、10円未満の端数については、切り捨てる。			第22条 料金は、次に定める区分により計算した額並びにその額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、10円未満の端数については、切り捨てる。		
施設名	料金区分	料率	施設名	料金区分	料率
生野工業用水道	基本料金	基本使用水量1m ³ につき22円	生野工業用水道	基本料金	基本使用水量1m ³ につき20円

第3条関係 朝来市下水道条例新旧対照表

- 17 -

部・機 処 理 区 朝 来 処 理 区						処 理 区					
---------------------------------	--	--	--	--	--	----------	--	--	--	--	--

第4条関係 朝来市コミュニティ・プラント条例新旧対照表

現 行					改 正 案				
(使用料の算定方法) 第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2に定めるところにより算定した額とする。					(使用料の算定方法) 第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2に定めるところにより算定した額並びにその額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た額の合計額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。				
2 (略) 別表第2 (第16条関係) 使用料の額					2 (略) 別表第2 (第16条関係) 使用料の額				
区 分	汚 水				区 分	汚 水			
	基 本 料 金 (1 箇 月 に つ き)	金 額	超 過 料 金 (1 箇 月、 1 立 方 メ ー ト ル に つ き)	金 額		基 本 料 金 (1 箇 月 に つ き)	金 額	超 過 料 金 (1 箇 月、 1 m ³ に つ き)	金 額
上生野処理区	10 立 方 メ ー ト ル 以 下	1,543円	10立方メートルを超え30立方メートル以下の分	154円	上生野処理区	10 m ³ 以下	1,429円	10m ³ を超え30m ³ 以下の分	143円
黒川本村処理区			30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	164円	黒川本村処理区			30m ³ を超え50m ³ 以下の分	152円
秋葉台処理区					秋葉台処理区			50m ³ を超える分	162円
林垣・寺内処理区			50立方メートルを超える分	175円	林垣・寺内処理区				
土田処理区					土田処理区				
竹田処理区					竹田処理区				
市御堂処理区					市御堂処理区				
寺谷処理区					寺谷処理区				
三波処理区					三波処理区				
枚田処理区					枚田処理区				
大蔵処理区					大蔵処理区				
筒江処理区					筒江処理区				
小谷処理区					小谷処理区				
羽瀨・山口処理区					羽瀨・山口処理区				

第5条関係 朝来市農業集落排水処理施設条例新旧対照表

現 行					改 正 案				
(使用料の算定方法)					(使用料の算定方法)				
第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2に定めるところにより算定した額とする。					第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2に定めるところにより算定した額並びにその額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額の合計額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。				
2（略）					2（略）				
別表第2（第16条関係）					別表第2（第16条関係）				
使用料の額					使用料の額				
区 分	汚 水				区 分	汚 水			
	基本 料 金 (1 箇月 につ き)	金 額	超 過 料 金(1箇 月、1立 方メー トルに つき)	金 額		基 本 料 金 (1 箇月 につ き)	金 額	超 過 料 金(1箇 月、1m ³ につき)	金 額
円山処理区	10立 方メ ー ト ル以 下	1,543円	10立方	154円	円山処理区	10 m ³ 以下	1,429円	10 m ³ を	143円
栃原処理区			メー		栃原処理区			超え30	
加都処理区			トルを		加都処理区			m ³ 以下	
南部処理区			え30立		南部処理区			の分	
和賀・末歳			方メー		和賀・末歳			30 m ³ を	152円
処理区			トル以		処理区			超え50	
与布土処理			下の分	164円	与布土処理			m ³ 以下	
区			30立方		区			の分	
栗鹿処理区			メー		栗鹿処理区			50 m ³ を	162円
岩津処理区			トルを		岩津処理区			超える	
立野処理区			え50立		立野処理区			分	
多々良木処			方メー		多々良木処				
理区			トル以		理区				
石田処理区			下の分		石田処理区				
山内処理区			50立方	175円	山内処理区				
佐囊処理区			メー		佐囊処理区				
			トルを						
			超える分						



本審議会は、令和元年5月20日付けで諮問を受けた「消費税及び地方消費税の税率改定に伴う水道料金等の取扱いについて」審議の結果、妥当なものとして認め、付帯意見を付して答申いたします。

令和元年6月5日

朝来市長 多次 勝昭 様

朝来市水道事業審議会

朝来市下水道事業審議会

会長 柴 本 修 

政府では、近年の社会経済状況の大きな変化（少子高齢化等）を踏まえ、社会保障の充実・安定のための社会保障改革と、その財源の安定確保や財政健全化を同時に達成するための税制抜本改革を一体的に行う、「社会保障・税一体改革」に取り組んでおり、令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率を8%から10%へ引き上げます。

消費税及び地方消費税については、消費一般に広く負担を求めるもので、消費者がその最終的な負担者となる間接税であることから、水道料金等についても円滑かつ適正な転嫁が行われることが必要です。

本市、水道料金等についても、消費税及び地方消費税を適正に転嫁する必要があることから、水道料金等の表示、端数整理及び経営に及ぼす影響等について検討を行い、消費税及び地方消費税の税率改定にあたり水道料金等の条例改正等を行うことは妥当なものであると認め、下記の付帯意見を付して答申します。

記

（附帯意見）

- 1 水道料金等の10円未満の端数切捨てについては、収益に影響するものであるので、次回の料金改定時には端数の取扱いについても検討するよう求める。
- 2 水道負担金については、急激な利用者負担を回避するため支払総額を令和元年10月1日以降も現行額に据え置くものとする。ただし、他市の負担金を参考に、今後、本市における負担金の適正な金額の検討をすること。
- 3 消費税及び地方消費税の税率改定に伴う水道料金等の金額については、改正条例の議決後、利用者への周知を図ること。
- 4 今回の改定に伴う経営への影響等も含めて、水道事業経営戦略及び下水道事業経営戦略の時点修正を行い、利用者の協力を得るため経営状況を公開し持続的な経営が図れるよう求める。